

町政に女性の意見を反映させる

『女性モニター』制度が発足しました。

遠賀町では、町民みずからが21世紀にむかっ
ての活力あるまちづくりに参加できるよう『女
性モニター』制度を発足しました。この制度は、
日頃、家庭や地域社会を通して、福祉、教育、
ゴミ問題などに深く関わっている女性に町政に
ついての建設的な意見・要望、地域の話題の報
告や討論会をしていただくものです。

今回、参加されたモニターは20人、期間は平
成2年1月20日から3年12月31日までの約2年
間です。

さあ！どんなユニークな意見がでるか『女性
モニター』のみなさん！！活躍を期待しています。



●「女性モニター」制度参加者募集

女性モニターの定員は25人程度となっ
ており、現時点で5人ほど定数に余裕が
あります。そこで我こそはと思われ
る女性を対象に追加募集をいたします。申し
込み、問い合わせは役場企画課企画調整
係 ☎293-1234 までお願いします。

人のうごき

(12月の住民基
本台帳から)

人	口	17,112人 (+32)
男		8,123人 (+15)
女		8,989人 (+17)
世帯数		4,965戸 (+14)
転入	75人	転出 41人
出生	6人	死亡 8人

() 内は前月比

- 夕部 詔子
- 高崎 昭子
- 末松 翠子
- 高尾 ツヤ子
- 殿川 初美
- 田中 恵美子
- 福田 幸子
- 梅田 ヤス子
- 筋田 弘子
- 萩本 幸子
- 堀 喜美子
- 横山 レイコ
- 豊丹 生裕子
- 小野 里美
- 宮本 サヨ子
- 泉原 京子
- 須藤 八重子
- 大久保 英子
- 井口 玉恵
- 舛添 美恵子
- 若松 区
- 鬼津 区
- 尾崎 区
- 田園 区
- 別府 区
- 今古賀 区
- 新町 区
- 広渡 区
- 広渡 区
- 旧停 区
- 松ノ本 区
- 上別府 区
- 上別府 区
- 木守 区
- 浅木 区
- 虫生津 区
- 東和苑 区
- 東町 区
- 老良 区
- 若葉台 区

(敬称略)

参加20名の
女性モニター

標準小作料の改訂について

農業委員会(役場産業課内)

前回、昭和61年度に小作料を改訂し、早くも3年を経過しました。

この3年間ほど農業と、それをとりにくく情勢に、大きな変化があった時期も少ないと思います。

即ち、米価は戦後一貫して上昇を続けてきましたが、昭和62、63年と2年連続の引き下げとなりました。さらに、昭和62年度から開始された水田農業確立対策は、当町では、昭和61年19・5%が平成元年27・5%となり、平成2年の転作率は、すえ置きとなる予定です。

このような状況下で、今回改訂するに当り、町標準小作料協議会(学識経験者5名、貸手側代表5名、借手側代表5名、計15名)に諮問しました。

その答申を受け、農業委員会としましては、慎重審議答申案を検討しました結果、別紙のとおり小作料を決定いたしましたのでお知らせいたします。

最後に改訂に当たっての留意事項を示しますので参考にしてください。

●小作料の農地区区分について

従来、平坦第1、第2地区の2区分としましたが、前回答申

の際に、山間部につきましては、法面が多く、有効面積が小さいので必要経費が多く掛かる等の意見が出ていましたので、今回平坦第2地区を一部分離して、山間地区を設定しました。(別表2)

尚、適用地区につきましては、〔別表1〕の通りです。

●小作料の算定について

標準に転作を含むか、含まないかが議論の中心となりましたが、結論としましては、今まで通りの転作を含まないところの標準小作料となりました。

従って、転作を加味する場合は双方で転作等を按分するなりで、契約の際、協議していただくことに対応をお願いします。

●小作料の適用時期について

本来、平成2年度からの適用を1年早めるのが今回の改訂の主旨でありましたが、年度中途からの作業となり、公表が県の認可などで多少遅れましたことを御理解ください。

従って、適用の時期につきましては、双方で協議して対応をしてください。

〔別表1〕新旧標準小作料比較表

農地区分			小作料の標準額(10アール当たり)	備 考		
種類	新旧	名称		当該区分の主要作物		
				作物名	10アール当たり平均収量	
田	新	平坦第1地区	31,000 ^円	水稻	530 ^{kg}	老良、浅木、今古賀、木守、広渡、別府50%
	旧	〃	33,000			
田	新	平坦第2地区	29,000	水稻	500	島津、若松、鬼津、尾崎92%、別府47% 虫生津62%、上別府76%
	旧	〃	30,500			
田	新	山間地区	27,000	水稻	480	尾崎8%、虫生津38% 別府3%、上別府24%
	旧	平坦第2地区	30,500			



〔別表2〕 山間地区の小字の範囲(平坦第1、第2地区の範囲は農業委員会事務局で閲覧できます)

大字名	お お む ね の 小 字 の 範 囲
虫生津	丁ヶ坪810~815、817、半田ヶ崎875-1~869-1、清水鼻1017~1188、猿渡1189~1243、黒松1312、宮ノ前1372~1417、仏ノ辻1490~1492、新屋敷1546~1553、大坪1554~1598、宗ヶ谷1599~1654、風呂ヶ谷1656~1694、倉谷1774~1792、大谷1811~1818
上別府	添ヶ谷1-8、1-11、8、八反田35~166、尾倉下171~278-3、尾倉514~591、波打595~627、茶ノ水1247-2~1283-2、高家下1308~1320-1、八久保1370~1543-2、高家1722-1~1723、土取1900~1986、大谷2018~2071、山ノ神2243-1~2273
別府	千代丸2726~2796、千代丸下2805
尾崎	二又1084-1~1132-1、内牟田1133~1156、高山1302~1386-3、上ノ越1585~1633、友田1728~1796



確定申告はお早めに

2月16日～3月15日

平成元年度の所得税の確定申告は、二月十六日から三月十五日までです。例年、期間間近になりますと、窓口はたいへんに混雑します。申告はできるだけ早目に済ませてください。

確定申告をしなればいけない人

次のような人は、確定申告をしなければなりません。

- (1) 元年度の事業所得、不動産所得などの合計所得金額が所得控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除など）の合計額を超える人
- (2) 給与所得者で次のような人
 - ・ 給与の年収が一、五〇〇万円を超える人
 - ・ 二か所以上から給与を受けている人
- ・ 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が二〇万円を超える人

なお、白色申告者で事業所得や不動産所得、山林所得がある人は確定申告書に収支内訳書を添付しなければならぬことになってい

ます。

確定申告をしななければならない人が、期限までに申告しなかったり間違った申告をしますと、後で加算税や延滞税を納めなければならないこととなります。

申告すると所得税が還付される人

給与所得者で確定申告をする必要のない人でも、次のような人は確定申告をすると、源泉徴収された所得税が還付されます。

- (1) 民間の金融機関や住宅金融公庫などから住宅ローンの融資をうけてマイホームを取得した人
- (2) 病気や出産などで多額の医療費を払った人
- (3) 火災や風水害、盗難などの被害を受けた人

(4) 年途中で退職し、再就職していない人

還付金の受け取り方

還付金は、金額の多少にかかわらず本人名義の金融機関口座へ振り込みとなります。金融機関名、預金の種類、口座番号などを確認しておいてください。

いずれも詳しくは、若松税務署へ問い合わせください。

☎(761) 2536

平成元年度分 所得税の還付申告を受け付けます

● 期日 2月8日(木)

9日(金)

● 時間 9時～16時

● 場所 遠賀町役場2階

大会議室

税金アラカルト

現在、わが国では、国民を代表する議会が定めた法律によってのみ税金が課されることになっています。これを租税法律主義といいます。

この租税法律主義は、近代民主主義の発展とともに確立されてきたもので、古くはイギリスのマグナ・カルタ(1215年)にその萌芽がみられ、その後、権税請願(1628年)フランスの人権宣言(1789年)

納税は権利を守る義務なのです

などに引き継がれ、近代憲法の最も重要な内容の一つになっているものです。

わが国の憲法でも、第84条で、「あなたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と

この規定を設けています。この規定は、私たちが支払う税金は、私た

ち国民を代表する議会が定めた法律によってのみ課され、法律によらない課税を私たちが受けることはないという権利を憲法が保障したものです。

さらに、憲法第30条では、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」と

この規定を設けています。これがいわゆる納税の義務の規定で勤労の

義務、教育の義務とともに国民の三大義務と呼ばれています。

したがって、私たち国民は、すべて法律で定められた税額を上回っては、課税されないという権利を持っていると同時に、法律で定められた税額を下回って、納税を済ますことができないという義務を負っているわけです。

納税のすゝめ

「一年の間に僅か一、二円の金を払うて政府の保護を被り、夜盗押込の患もなく、独旅行に山賊の恐れもなくして、安穩にこの世を渡るは大なる便利ならずや。凡そ世の中に割合よき商売ありと雖ども、運上を払うて政府の保護を買うほど安きものはなかるべし。……思案にも及ばず快く運上を払うべきなり」

これは当時、ベストセラーで、160人に1人は手に入れたといわれている「学問のすゝめ」の一節。

今、「福澤諭吉」は万人が手にしていますが、時にはこの「納税のすゝめ」も思い出したいもの。



暮らしの情報 Living Information

2月

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	1	2	3

今月の納税：固定資産税（4期）2月16日～2月28日

お問い合わせは……役場 ☎ 293-1234番

募集



あなたも応募されませんか!! とびうめ国体ポスター・標語

国体事務局（実行委員会）では今年9月9日から12日に開催される国体漕艇競技のポスター、標語を募集しています。

内容は国体に関するものであれば自由です。現在、小・中学生のものは広報おんがに掲載していますが、今回は高校生以上を対象に行うものです。ふるって応募してください。

● 国体は、あなた一人ひとりが主役です

● 作品規格と点数

● ポスター 四つ切りサイズで

一人2点まで

● 標語

四百字詰原稿用紙に縦書きで一人5

点まで

その他

入賞者には、表彰状と賞品を差しあげます。

● 募集締め切り

平成2年2月28日（水）まで

● 応募および問い合わせ先

役場国体事務局〒811-43 遠賀町大字今古賀513番地 ☎ 293-1234（内線257）

※なお、作品は持参するか郵送でお願いします。

遠賀地鶏（春雛）の予約が始まります



平成元年度からの高齢者生きがい対策を、平成2年度も引き続き実施しますので、希望者は次により申し込みをしてください。

● 申込期限 平成2年2月9日（金）

● 申込資格 満60歳以上の町内在住者

● 募集人員

先着50名なお、応募多数の場合は元年度申込者は、ご遠慮願う事もあります。

● 募集要領

○ 雛の種類 イサブラウン（茶）

○ 雛の羽数 1人10羽

○ 雛の日齢 50日雛

配布方法

5月中旬頃各地区毎に配布します。

○ 雛の価格

雌1羽300円（600円の1/2補助）
雄1羽250円（500円の1/2補助）

● 申込方法

印鑑を持参の上、産業課農政商工係にお申し込みください。
☎（293）1234（内線241）

案内

電波で世界とおともだち：アマチュア無線技士養成講習会

（主催）日本アマチュア無線連盟

男女を問わず、年齢も関係なくどなたでも電波を通して遠くの人たちと会話が楽しめます。

遠賀郡内での講習会は、またとないチャンスです。ぜひこの機会に習ってみてはどうですか!!

● 日程 3月5日（月）から19日までの10日間の予定

● 時間 19時5分～21時45分

● 会場 芦屋町民会館3階

● 費用 一人1万9千円（テキストと無線従事者免許証交付手数料を含みます。）

定員

60人（定員になり次第締め切ります。）

● 申し込み、問い合わせ先

講習会管理者 小早川氏（芦屋町白浜1-2） ☎ 223-1568

平成2年度福岡県立北九州盲学校生の入学案内

本校では、幼稚部・小学部・中学部・高等部（普通科、保健医療科、専攻科療科）を設け、視覚障害の状況や能力・適正に応じて個性を伸ばす教育に努めています。

● 募集期間 平成2年1月8日から3月2日まで

● 募集部・科・定員

・ 幼稚部：若干名
・ 高等部 普通科10人
保健医療科10人
専攻科療科10人

● 入学資格（次の項目のいずれかに該当する人）

- (1) まったく視力のない人
- (2) 矯正視力が0.3未満の人
- (3) 視機能障害がある人
- (4) 将来視力または視機能の障害が高度になると認められる人

● 申し込み・問い合わせ先

福岡県立北九州盲学校 〒805北九州市八幡東区高見5丁目1-12
☎（651）5419

お知らせ

原爆被爆者二世の 無料健康診断について

厚生省では、(財)日本公衆衛生協会に委託して、原爆被爆者二世に対する無料健康診断を次の機関で実施します。受診を希望される人は、最寄りの実施機関の窓口にてその旨を申し出て検査を受けてください。

- 対象者 原子爆弾被爆者二世で受診を希望する人
- 受診料 無料

実施機関	所在地	実施期間	受付時間
西日本産業衛生会 北九州検診診療所 ☎093-561-0030	北九州市小倉北区 大門1-6-12 (小倉城前)	2年2月13日(火) ～2月28日(水) [日曜日を除く]	平日 8:30～11:30 13:00～16:00 土曜 8:30～11:30
福岡 結核予防センター ☎092-761-2544	福岡市中央区大名 2丁目4-7	2年2月13日(火) ～2月28日(水) [日曜日を除く]	平日 9:00～11:00 13:00～15:00 土曜 9:00～11:00

●問い合わせ先
福岡県衛生部健康増進課老人保健係
☎092(622)0716

無料

交通事故 ご相談

●電話のご相談もお受けします
☎093-521-2140(直通)

相談日: 月曜から金曜午前9時半～午後4時40分
●専門の相談員が親身になってご相談に応じます
●弁護士相談日: 毎週金曜日午後1時～4時

社団法人 日本損害保険協会
小倉自動車保険請求相談センター

在宅重度身体障害者の 訪問診査について

巡回相談に参加することが難しい在宅の重度身体障害者の方を、医師が訪問して診査します。

- 診査内容 身体障害者手帳の診断、補装具などの診断その他助言など
- 日時 平成2年3月上旬
- 診査医師 渡辺外科医院 渡辺正 医師

希望される人は、2月20日までに役場福祉係までご連絡ください
☎(293)1234

中央公民館 展示ロビーだより

公民館展示ロビーでは、平成2年1月6日から2月末日までの間南北墨画会遠賀教室の生徒作品19点を展示しています。水墨画のかわらぬ独特のタッチを楽しませてはいかがでしょうか。

●連絡先 木藤照代(遠賀川区)
☎(293)0545



求む ナイチンゲール 芦屋町職員 (看護婦)

- 職種と人員=正看護婦若干名
- 資格=昭和39年4月2日以降に生まれた人で、看護婦の免許を持っている者または、平成2年5月までに取得見込みの者
- 試験=2月7日(水)、芦屋町役場、適性や作文・面接など
- 採用予定=平成2年4月1日以降
- 給与=町条例によります。
- 申し込み=1月11日(木)から2月3日(土)までに、申込書(芦屋町役場総務課にあります)に履歴書、免許証の写し(在学中の人は卒業見込証明書と成績証明書)を添えて芦屋町役場総務課(幸町2-20)へ<郵送の場合は「採用試験申込」と朱書きのうえ、速達で出してください(2月2日消印有効)>。
- 問い合わせ=芦屋町役場総務課
☎(223)0881へ



3月完成



町営住宅完成間近!!

3月完成を目ざして、広渡字道官地内に第一種町営住宅の2棟目を建築しています。

- 建築数 一棟6戸建
- 規格

▼3K (8畳1間)
6畳2間

▼トイレ、雑排水は水洗処理

※入居者募集は2月に予定をしています。

詳細は役場総務課管財係
☎(293)1234へ

健康ホットライン

保健衛生係からのお知らせ

☎(203)1234 内線2503

妊婦相談

- 期日 2月5日(月)
- 時間 13時30分～15時30分
- 場所 役場保健室
- 持参品 母子手帳受領の人は、印鑑
- 内容 産前産後の過ごし方、妊婦体操のできる服装で来てください
- 料金 無料

子宮ガン・乳ガン検診(もれ者)

- 期日 2月13日(火)
- 時間 9時30分～10時30分
- 場所 中央公民館
- 持参品 母子手帳、バスタオル
- 内容 体重・身長測定、離乳食など指導
- 料金 無料
- 日時 2月22日(木)
 - ・受付 9時～9時40分
 - ・検診 10時～
- 場所 中央公民館
- 料金 一つの検診につき500円(当日徴収)
- 定員 子宮ガン 150人
乳ガン 80人
- 申込期間 2月5日(月)から受け付け、定員になり次第締め切り
- 申し込み先 役場保健衛生係窓口、電話による申し込みも可

乳児相談

- ▼生後3カ月～6カ月児対象▲
- 期日 2月6日(火)
- 時間 9時30分～10時30分
- 場所 中央公民館
- 持参品 母子手帳、バスタオル
- 内容 体重、身長測定、離乳食など指導、小児ガン検査セット配付
- 料金 無料
- ▼生後7カ月～12カ月児対象▲

乳児相談風景



1カ月に1回定期的にあるので月齢の同じ子どもさんのお母さんと一緒に子育てについての会話ができ、ためになります。また病院と違って保健婦さんと気軽に話しができることも嬉しいですよ。



飽食時代の栄養不足

最近の日本人の食事、とくに子供たちの食事を見ますと、主食と副食の区別が次第になくなってきたような気がします。

わたしたち日本人の主食といえば、何といってもまず、お米。つぎにパン、麵です。トウモロコシや芋などを主食としている国々もありますが、こうした主食の共通点は、糖質とくに、デンプン^{デンプン}を主としたエネルギー源であることです。

洋食は脂肪が中心の食生活

洋食の場合、一般に主食が少なく、副食が多くなりがちです。そのため、アメリカ人は、摂取するエネルギーのうち四〇%が脂肪からです。そのほか、たん白質からが二二%です。残り四八%が糖質からですが、そのうち二〇%が砂糖からで、デンプンからは二八%という割合になっています。

お米 主食が減ると副食、間食が増える

多く食べる人は魚・豆・野菜といった副食が増え、チーズなどの乳製品や菓子・油脂の摂取が減るといふ特徴があります。お米も、昔のように食べ過ぎれば、どうしても動物性たん白質の摂取が少なく、塩分の多い食事になりがちで、今度は、脳卒中などを起こす危険が増えますけれども現在のように主食であるお米の量が減り続けることもまた問題です。栄養の面からいえばお米を中心とした食事を大事にしてほしいと思います。

〇%にそれぞれ抑えらるとともに、デンプンを増やし、全体の四八%にするというものです。

お米の消費量が減っている

幸い日本では、いまのところエネルギー全体に占める糖質の割合は、約五五%から六〇%あり、砂糖の消費量もそれほど多くありません。ただ、気にかかっているのは、主食であるお米の消費量が年々減っていることです。

昭和三十五年当時、一人一日当たり約三百六十グラムだったお米の消費量が、現在では二百グラムを割ってしまい、四〇%以上も減っています。

主食が減れば、副食や間食が増えます。副食には脂肪が、間食には砂糖が多く含まれています。これらは、肥満や動脈硬化を促進します。

また、穀類としての「お米」には、デンプン以外に比較的良質のたん白質が含まれています。そして、お米を